

改正

令和2年4月1日
令和2年4月1日第9221号
令和2年4月1日第9248号
令和3年6月1日第9407号
令和4年4月22日第04—32号

看護学部履修修了認定に関する細則

(趣旨)

第1条 関西医科大学学則第14条の規定に基づき、看護学部における履修修了認定に関する細則を、以下のとおり定める。

(授業の方法)

第2条 授業は、講義、演習若しくは実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(授業時間)

第3条 授業時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ、これを変更して授業を行うことがある。

1時限 9:00～10:10 2時限 10:20～11:30 3時限 11:40～12:50
4時限 14:00～15:10 5時限 15:20～16:30 6時限 16:40～17:50

(授業日数)

第4条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、37週（1・2学期13週、3学期11週）にわたることを原則とする。

(単位の計算)

第5条 授業科目の単位は、大学設置基準（昭和31年10月22日 文部省令第28号）により、原則として授業時間内での学修とそれ以外での自主的な学修とを合わせて45時間の学修内容をもって1単位とし、各授業の方法に応じ次の各号に定める基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 講義、演習又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した授業時間をもって1単位とする。

(授業科目)

第6条 授業科目の科目区分、単位数、配当年次及び必修科目は別表1のとおりとする。

2 授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に区別し、用語の定義は次の各号の定めるところによる。

- (1) 必修科目 必ず履修のうえ、修得しなければならない科目
- (2) 選択必修科目 指定された授業科目の中から選択のうえ履修し、修得しなければならない科目
- (3) 選択科目 任意に選択のうえ履修し、修得した単位は卒業要件として算入できる科目

(履修登録)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目について、当該年次初めの所定の期日までに履修登録の申請を行い、科目責任者の承認を得なければならない。

2 学生は、前項の定めにより履修登録した授業科目の変更等を原則として行うことができない。ただし、各学期の所定の期日までに指定した手続きにより当該履修登録科目の追加、変更及び取り消しを行うことができるものとする。

3 履修登録していない授業科目は、単位の修得を認めない。

4 一度単位を修得した授業科目について、再度単位認定することはできない。

5 履修登録後に休学が承認された場合において、当該学期の履修登録科目は、すべて履修取り消し扱いとする。

(履修登録の上限)

第8条 年間の履修上限は、原則として45単位とする。

2 各学年末の年間Grade Point Average:グレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)が3.0以上で所定の単位を修得している場合、45単位を超える履修を認めることができる。

3 前項に定める履修の可否については、看護学部教務委員会(以下「教務委員会」という。)で検討の上、看護学部教授会(以下「教授会」という。)の議を経て看護学部長(以下「学部長」という。)が決定する。

(実習科目の履修要件)

第9条 各実習科目を履修するためには、次の各号に定める要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 別表2に定める先修科目の単位を修得していること。

(2) 1年次終了時点において、1年次の配当授業科目のうち、専門基礎科目及び専門科目を算定対象科目(基礎科目は対象外)とした累積GPAが1.5以上であること。

2 前項第2号に定める要件は、2年次以降は適用しない。

(授業の出席、遅刻及び欠席)

第10条 授業の出席に関する取り扱いは、各号に定めるとおりとする。

(1) 授業開始時刻から15分以内に出席した場合は遅刻として取り扱うこととし、授業開始後15分を超過した場合は、欠席として取り扱う。

(2) 前項に定める遅刻は、3回につき、欠席1回として取り扱う。

(3) 交通機関延着を要因とする遅刻の取り扱いについては別途定める。

(補習実習及び追実習)

第11条 補習実習及び追実習の取り扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 疾病又は事故などやむを得ない事由(次条第1項第4号の表A及び表B参照)による欠席のため実習科目の出席日数が5分の4を満たさない者に対しては、補習実習を行うことができる。

(2) 補習実習を受けようとする者は、「補習実習願」に次条第1項第4号の表A又は表Bで定められた証明書・文書等を添えて看護学部事務部へ提出しなければならない。補習実習の可否は、教務委員会で決定する。

(3) 前号の定めによる届出を行い、補習実習が認められた者に対しては、補習実習計画に則り補習実習を行う。

(4) 疾病又は事故などやむを得ない事由(次条第1項第4号の表A及び表B参照)により、実習科目の全期間を欠席する者に対しては、追実習を認める場合がある。

(5) 前号に定める実習科目の全期間を欠席する者は、実習開始日までに科目責任者にその旨を申し出たうえで、速やかに「追実習願」に次条第1項第4号の表A又は表Bで定められた証明書・文書等を添えて看護学部事務部へ提出しなければならない。追実習の可否は、教務委員会で決定する。

(6) 前号の定めによる届出を行い、受講が認められた者に対しては追実習を行う。

(試験)

第12条 各科目の試験は、次の各号に定めるとおり実施する。

(1) 試験の実施は各授業科目終了後とし、原則として、大学が定める学期末試験実施期間に行う。

(2) 前号に定める試験は、レポートその他の方法をもって代えることができる。

(3) 科目試験においては、試験施行日までの当該科目授業時間の3分の1を超えて欠席した学生は、その科目の受験資格が認められない。

(4) 前号に該当する学生のうち、やむを得ない事由(次の表A及び表B)による欠席が認められ、かつ前号で定める要件が解消された場合は、試験を受けることができる。

表A

対象となる欠席事由	「欠席届」に添付すべき証明書・文書等
1 病気・ケガ(本人)	(1) 診断書又は(2)氏名・通院日明記の領収書等
2 出産	(1) 「出生届」又は(2) 「出産証明書」
(1) 本人(産前6週間・産後8週間)	
(2) 配偶者(2日)	

3 忌引	(1) 欠席日を確認できる会葬御礼又は(2)死亡を確認できる公的証明書等
(1) 父母・配偶者・子(5日)	
(2) 祖父母・兄弟姉妹(2日)	
4 交通事故、非常災害(本人)	交通事故証明書、被災証明書
5 公共交通機関の不通・延着	当該公共交通機関発行の証明書
6 親族の看護	被看護者の診断書
7 その他斟酌すべき事由	教務委員会で可否を決定する。

なお、表Bによる欠席の場合は、公認欠席とする。

表B

対象となる欠席事由	「欠席届」に添付すべき証明書・文書等
1 学校保健安全法施行規則第18条に基づく第一種・第二種・第三種感染症による出席停止	診断書
2 裁判員制度による裁判員及び裁判員候補者に選任された場合	裁判所からの通知書

(5) 試験における遅刻の取り扱いは、試験開始30分以内とする。

(6) 交通機関延着を要因とする遅刻の取り扱いについては別途定める。

(7) 試験に関する不正行為があったと判断された者に対しては、当該学年において既に受験した科目についてはこれを無効とし、残りの科目については受験を許可しない。

(再試験及び追試験)

第13条 再試験及び追試験は、次の各号に定めるとおり実施する。

(1) 疾病又は事故などやむを得ない事由(前条第1項第4号の表A及び表B参照)により前条に定める試験が受験できない場合は、原則として試験開始の日時までに科目責任者にその旨を申し出たうえで、試験欠席届に前条第1項第4号の表A又は表Bで定められた証明書・文書等を添えて試験日から5日以内に看護学部事務部へ提出し、科目責任者により受験の可否の決定を受けるものとする。

(2) 前号に定める届出を行い、認められた者については追試験を行う。

(3) 前条第1項に定める試験に不合格の場合は、再試験を行うことがある。

(4) 再試験の点数は最高点を60点とする。

(5) 追試験及び再試験を受験しようとする者は「追・再試験受験願」を、当該試験前日(ただし、休業日を除く。)の14時までに看護学部事務部へ提出しなければならない。

(6) 再試験を受験する場合は、1科目につき5,000円の再試験料を徴収する。

(7) 再試験及び追試験は、原則として1回限りとする。

(8) 追試験の再試験、再試験の追試験は実施しない。

(9) 臨地実習による授業科目については、不合格の場合は再実習を実施しない。

(再履修)

第14条 履修登録した科目が単位未修得となり、当該単位を改めて修得するためには、次年度以降に改めて第7条に定める履修登録を行い再履修しなければならない。

(成績評価)

第15条 成績評価に関する取り扱いについては、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 講義科目及び演習科目の成績の評価は、原則として試験により行う。ただし、試験以外による評価が適当と判断される場合には、他の評価方法をもってこれに代えることができる。また、試験の結果に、課題、レポート等の内容を加えて総合的に判断することができる。

(2) 実習科目については、原則としてすべてに出席し、成績評価を受ける。欠席した場合は必ず届出を提出し、正当な欠席と認められた場合は、欠席分の実習を補う内容(補講、レポート等)を課される場合がある。

(3) 実習科目における成績評価については、別途定める。

(4) 各科目の成績評価は100点満点で行い、60点以上を合格とし、単位を認定する。

(5) 授業科目の成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表し、秀(90点以上100点満点)、優(80点以上90点未満)、良(70点以上80点未満)、可(60点以上70点未満)を合格とし、不可

(60点未満)を不合格とする。

(6) 成績の評価に付与するGP (Grade Point : グレード・ポイント) は次のとおりとする。

点数	評価	GP
90点以上	秀 (S)	4
80点以上90点未満	優 (A)	3
70点以上80点未満	良 (B)	2
60点以上70点未満	可 (C)	1
60点未満	不可 (D)	0

(GPAの取り扱い)

第16条 各学年末において、年間GPAが2.0未満の者には、個別の学生の状況を把握した上で学年担当の教務委員より必要な指導を行う。

2 各学年末において、1年次1学期からの累積GPAが2.0未満の者には、教務部長より嚴重注意を行う。

3 2学年以降連続する3学期において、当該期間の累積GPAが1.0未満の者には、学部長より退学勧告を行う。ただし、本人およびクラス担任等の意見を聞いたうえで、やむを得ざる客観的な事情があると判断されれば、この限りではない。

4 退学勧告を受けた者のうち、本学での学修の継続を希望する者は、学修継続願(別紙様式)を提出し成績改善の見込みがあると教授会で判断された場合、学修の継続を許可する。個人の能力と授業計画を鑑み履修登録科目の制限を行う。

5 対象となる1学期間(履修登録制限期間)に履修登録した科目のGPAが1.5以上を修得した者には、履修登録科目の制限及び退学勧告を解除する。ただし、退学勧告解除期間は1カ年を限度とする。

(成績評価に関する異議申立)

第17条 学生は各科目の成績評価について、異議を申し立てることができる。

2 異議申し立てに関する手続きについては、別途定める。

(卒業要件及び認定)

第18条 卒業に必要な単位は別表3のとおりとする。

2 卒業要件を満たした者について、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

3 卒業要件を満たした者は、看護師国家試験受験資格及び保健師国家試験受験資格を得ることができる。

4 前項に加え、助産師コースの卒業要件を満たした者は、助産師国家試験受験資格を得ることができる。

(助産師コース)

第19条 助産師コースの履修を希望する者は、3年次初めの履修登録届出時に申し出なければならない。

2 助産師コースの科目を履修するには、3年次2学期までに配当されている必修科目の単位をすべて修得していなければならない。また、3年次2学期までに母性看護論実習を終えなければならない。

3 助産師コースに10名を超える履修希望者があった場合には選抜を行う。選抜方法は、別途定める。

4 助産師コースを履修途中で辞退する場合、助産師コース辞退届を提出しなければならない。

(既修得単位の認定)

第20条 教育上有益と認める場合は、入学前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位をシラバスや成績等を勘案し、本学における履修単位として認めることがある。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は60単位を超えないものとする。

3 単位の認定を受けようとする者は、別途定める手続きに則って申請し、審査を受けなければならない。

4 既修得単位として認定する授業科目は、教授会の議を経て学部長が決定する。

(その他)

第21条 本細則に定めるもののほか、必要な事項については、教授会の議を経て学部長が別途定める。

(細則の改廃)

第22条 本細則の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

(附 則)

本細則は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 (令和2年4月1日)

本細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日第9221号)

本細則は、令和2年4月1日より施行する。

附 則 (令和2年4月1日第9248号)

本細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月1日第9407号)

本細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月22日第04—32号)

1 本細則は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学者から適用する。

2 令和3年度以前に入学し令和4年度4月1日以降引き続き在学する者については、改正後の本細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(別表1)

科目区分		科目	単位数	配当年次 ※1	必修／選択	授業方式
基礎科目	人を理解する	英語Ⅰ	2	1①・②	必修	講義
		英語Ⅱ	2	1①・②	必修	講義
		英語Ⅲ	2	1①・②	選択	講義
		中国語	2	1①・②	選択必修	講義
		韓国語	2	1①・②		講義
		フランス語	2	1①・②		講義
		芸術論	2	1①	選択	講義・演習
		哲学	2	1③	選択	講義
		表現とコミュニケーション	2	1③	選択	講義・演習
		倫理学	2	2①	必修	講義
	グローバルコミュニケーション	2	4①・②	選択	講義	
	からだを整える	健康と運動	2	1通	選択必修	講義・演習
		生活と環境	2	2①		講義
	心理・社会を学ぶ	心理学	2	1①	選択	講義
		教育学	2	1②	選択	講義
		法学	2	1②	選択	講義
		経済学	2	1②	選択	講義
	自然を学ぶ	生物	2	1①	選択必修	講義
		化学	2	1①		講義
		物理	2	1①		講義
専門基礎科目	人体の理解と疾病からの回復過程	人体のしくみ	2	1②	必修	講義
		人体の機能	2	1②	必修	講義
		病態生理学／機能障害Ⅰ	3	1③	必修	講義
		病態生理学／機能障害Ⅱ	2	1③	必修	講義
		公衆衛生学	2	1③	必修	講義
		疾病論	2	2①	必修	講義
		診断治療論	2	2①	必修	講義

健康支援 と社会保 障	薬理学	2	2①	必修	講義	
	情報処理技術	1	1①	必修	演習	
	情報活用論	1	1①	必修	演習	
	家族社会学	2	1②	必修	講義	
	こころの健康	2	1③	選択	講義	
	障がい論	1	2①	必修	講義	
	社会福祉・社会保障論	2	2①	必修	講義	
	保健統計学	2	2③	必修	講義	
	疫学	1	2③	必修	講義	
保健行政論	2	4②	必修	講義		
専門 科目	看護の基 盤	看護概論	1	1①	必修	講義
		医療人ガイダンス	2	1①・②	必修	講義・演習
		基礎ゼミ	2	1①・②	必修	講義・演習
		生活者について学ぶ	2	1②	必修	講義
		生活者援助論	2	1③	必修	講義・演習
		ヘルスアセスメント	2	1③	必修	講義・演習
		生活機能学	2	2①	必修	講義
		看護と倫理	1	2①	必修	講義
		看護ヘルスアセスメント実 習	2	2②	必修	実習
		看護システム論	2	4①・②	必修	講義
		グローバルヘルスと国際看 護	2	4②	必修	講義
	コミュニ ティの中 の看護	地域生活看護学	2	1③	必修	講義
		地域生活援助論	2	2①	必修	講義
		地域生活援助論演習	2	2②	必修	演習
		地域生活援助論実習Ⅰ	1	2②	必修	実習
		地域生活援助論実習Ⅱ	2	3②・③	必修	実習
		在宅生活看護学	1	1③	必修	講義
		在宅生活援助論	2	2①	必修	講義
		在宅生活援助論演習	1	2②	必修	演習
		在宅生活援助論実習Ⅰ	1	2②	必修	実習
		在宅生活援助論実習Ⅱ	1	3②・③	必修	実習
		精神看護学	1	2①	必修	講義
		精神看護論	2	2②	必修	講義
		精神看護論演習	1	2③	必修	演習
	精神看護論実習	2	3②・③	必修	実習	
	ライフサ イクルと 看護	こども生活看護学	1	2③	必修	講義
		こども生活援助論	2	3①	必修	講義
		こども生活援助論演習	1	3①	必修	演習
		こども生活援助論実習	2	3②・③	必修	実習
		成人生活援助論	2	3①	必修	講義
		成人生活援助論演習	1	3①	必修	演習
		成人治療看護論	2	3①	必修	講義
		成人治療看護論演習	1	3①	必修	演習
老年生活看護学		1	2③	必修	講義	
老年生活援助論	2	3①	必修	講義		

		老年生活援助論演習	1	3①	必修	演習	
		成人老年生活援助論実習	2	3②・③	必修	実習	
		成人老年治療看護論実習	2	3②・③	必修	実習	
		母性看護学	1	2③	必修	講義	
		母性看護論	2	3①	必修	講義	
		母性看護論演習	1	3①	必修	演習	
		母性看護論実習	2	3②・③	必修	実習	
統合・課題を 探求する看護		感染看護論	1	2①	必修	講義	
		看護教育論	2	2②	必修	講義	
		災害看護論	2	4②	必修	講義	
		看護政策論	1	4②	必修	講義	
		看護研究Ⅰ	1	3①	必修	講義	
		看護研究Ⅱ	3	4①・②	必修	講義・演習	
		地元創成看護論実習Ⅰ	1	1通	必修	実習	
		地元創成看護論実習Ⅱ	1	2通	必修	実習	
		地元創成看護論実習Ⅲ	1	3通	必修	実習	
		地元創成看護論実習Ⅳ	2	4通	必修	実習	
		統合実習	2	4①	必修	実習	
		卒前インターンシップ	1	4①	必修	実習	
	助産師コース		助産概論	1	3③	必修	講義
			助産診断・技術論	3	3③	必修	講義
		助産診断・技術論演習	2	3③	必修	演習	
		地域母子保健論	1	3③	必修	講義	
		助産管理	2	4①	必修	講義	
		助産実習Ⅰ	2	4①・②	必修	実習	
		助産実習Ⅱ	8	4通	必修	実習	

(別表2)

実習科目	先修科目
看護ヘルスアセスメント実習	人体のしくみ、人体の機能、ヘルスアセスメント、病態生理学／機能障害Ⅰ、病態生理学／機能障害Ⅱ
地域生活援助論実習Ⅰ	*看護ヘルスアセスメント実習、地域生活看護学、地域生活援助論、*地域生活援助論演習 (当該実習科目では、同学期開講の先修科目(*の2科目)の修得(合格)も条件とする。)
地域生活援助論実習Ⅱ	地域生活援助論実習Ⅰ
在宅生活援助論実習Ⅰ	*看護ヘルスアセスメント実習、在宅生活看護学、在宅生活援助論、*在宅生活援助論演習 (当該実習科目では、同学期開講の先修科目(*の2科目)の修得(合格)も条件とする。)
在宅生活援助論実習Ⅱ	在宅生活援助論実習Ⅰ
精神看護論実習	看護ヘルスアセスメント実習、精神看護学、精神看護論、精神看護論演習
こども生活援助論実習	看護ヘルスアセスメント実習、こども生活看護学、こども生活援助論、こども生活援助論演習
成人老年生活援助論実習	看護ヘルスアセスメント実習、生活者について学ぶ、成人生活援助論、成人生活援助論演習、老年生活看護学、老年生活援助論、老年生活援助論演習
成人老年治療看護論実習	看護ヘルスアセスメント実習、生活者について学ぶ、

	成人治療看護論、成人治療看護論演習、老年生活看護学、老年生活援助論、老年生活援助論演習
母性看護論実習	看護ヘルスアセスメント実習、母性看護学、母性看護論、母性看護論演習
助産実習Ⅰ、助産実習Ⅱ	助産概論、助産診断・技術論、助産診断・技術論演習、地域母子保健論
統合実習、卒前インターンシップ	3年次までの全ての実習科目

(別表3)

基礎科目：16単位	①人を理解する：10単位 (必修6単位＋選択必修2単位＋選択2単位) ②からだを整える：2単位 (選択必修2単位) ③心理・社会を学ぶ：2単位 (選択2単位) ④自然を学ぶ：2単位 (選択必修2単位)
専門基礎科目：29単位	①人体の理解と疾病からの回復過程：17単位 (必修17単位) ②健康支援と社会保障：12単位 (必修10単位＋選択2単位)
専門科目：85単位	①看護の基盤：20単位 (必修20単位 *うち実習2単位) ②コミュニティの中の看護：21単位 (必修21単位 *うち実習7単位) ③ライフサイクルと看護：26単位 (必修26単位 *うち実習8単位) ④統合・課題を探究する看護：18単位 (必修18単位 *うち実習8単位)
合計：130単位	
助産師コース：19単位	上記に加え、助産師コース科目19単位 (必修19単位 *うち実習10単位)
合計：149単位	

別紙

(別紙)

学部長	教務部長	担 任

学修継続願

年 月 日

関西医科大学看護学部長 殿

学籍番号 _____
学生氏名 _____ 印

「看護学部履修修了認定に関する細則」第 15 条第 4 項により、学修の継続を許可いただきたくお願いいたします。

記

学修継続期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 (学期)